

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所  
 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第 25 条の 2 第 1 項の規程に基づき、次のとおり変更の届出をします。

家畜人工授精所の管理番号	
家畜人工授精所の名称及び所在地	

変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所			
家畜人工授精所の名称及び所在地			
家畜人工授精所を管理すべき家畜人工授精師又は獣医師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号			
家畜の種類 その業務の別			
家畜人工授精所の構造 設備及び器具			
家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び名称			

(日本産業規格 A4)

備考

- 1 家畜の種類及びその業務の別の欄中、業務の別は次の区分より番号を記入すること。
  - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
  - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
  - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（雌畜のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
  - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（雌畜のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
  - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存